

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 加盟・登録規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人鳥取県バスケットボール協会(以下「本協会」という)の定款第5条及び第7条に基づき、本会に加盟・登録する手続きなどを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 加盟とは、チームが本協会および公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という)の定める会員登録システム(TEAM JBA)を利用して、本協会及びJBAに加盟を完了することをいう。

2 登録とは、競技者が本協会およびJBAの定める会員登録システム(TEAM JBA)を利用して、本協会およびJBAに登録を完了することをいう。

3 加盟チームとは、本協会およびJBAに加盟が完了しているチームをいう。

4 登録競技者とは、本協会およびJBAに登録が完了している競技者をいう。

5 年度とは、毎年4月1日から、翌3月31日までのことをいう。

6 移籍とは、競技者が年度内に所属チームを変更することをいう。

(加盟種別)

第3条 加盟チームの加盟種別は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。

(1) U12 12歳未満の選手により構成されるバスケットボールチーム(小学生)

(2) U15 15歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは(公財)日本中学校体育連盟に所属しているチーム(中学生)

(3) U18 18歳未満の選手により構成されるチームまたは(公財)全国高等学校体育連盟もしくは全国高等専門学校体育協会バスケットボール専門部に所属しているチーム(高校生・高等専門学校生)

(4) 一般 次のいずれかの連盟に所属するチームまたは主に18歳以上の選手により構成されるバスケットボールチーム

イ (一社)日本社会人バスケットボール連盟

ロ (一財)全日本大学バスケットボール連盟(大学生)

(加盟・登録の義務)

第4条 バスケットボール競技を行うチーム及び競技者は本規程に基づき、毎年度本協会に加盟・登録しなければならない。

2 各加盟チームの登録責任者は、競技者から承諾を得た上で、登録しなければならない。

3 本協会およびJBAに加盟・登録されていないチーム及び競技者は、本協会および加盟団体等が主催、共催または主管等行う全ての競技会等に参加することができない。ただし、本協会および加盟団体等が認める特別の事情のある場合は、この限りではない。

(重複登録の禁止)

第5条 競技者は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

(加盟・登録の手続き)

第6条 加盟・登録しようとするチーム及び競技者は、毎年5月末日までに加盟・登録の手続きを完了しなければならない。但し、中学校及びミニの競技者のうち新規に登録する競

技者については、毎年9月15日までとする。

- 2 毎年6月1日以降に新しく結成しようとするチーム及びその競技者は、本協会に追加で加盟・登録することができる。

(加盟料・登録料)

第7条 加盟チームは、次に定める加盟料・登録料を指定する期日までに納入しなければならない。

(1) U12	3,000円	競技者数×1,200円 (小学校4年生以上)
(2) U15	7,500円	〃 ×1,500円
(3) U18	12,000円	〃 ×1,500円
(4) 一般	30,000円	〃 ×3,000円

(登録の変更)

第8条 登録競技者が移籍を希望する場合は、登録競技者は旧所属チームの同意を得て、新所属チームへの登録の変更を遅滞なく完了しなければならない。なお、変更の効力は、本協会およびJBA承認の日をもって発生する。

- 2 本協会が必要と認めた場合は、旧所属チームは、登録競技者の依頼により、移籍同意書を発行しなければならない。

(加盟・登録の取消)

第9条 加盟チーム及び登録競技者は、所定の手続きにより、本協会への加盟及び登録を取り消すことができる。なお、取消の効力は、本協会およびJBA承認の日をもって発生する。

- 2 加盟チーム及び登録競技者が本協会およびJBAへの加盟及び登録を取り消しても、既に納入した加盟料及び登録料は返還しない。

(懲罰)

第10条 加盟チーム及び登録競技者が本規程に違反した場合は、本協会裁定委員会で審議し、懲罰を科すことができる。

- 2 懲罰の種類は、除名、出場資格の停止、その他とする。

(その他)

第11条 加盟種別において加盟・登録に関する別段の定めが必要な場合は、理事会において細則を定めることができる。

- 2 その他の必要事項については、(公財)日本バスケットボール協会基本規程「第3章 所属団体」及び「第5章登録および移籍」に準ずる。
- 3 本規程に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合は、本協会裁定委員会で審議する。

(附則)

本規程は、平成26年2月11日より施行する。

平成28年2月11日改正施行 (第7条加盟料・登録料)

平成28年4月23日改正平成28年4月1日施行 (一般社団法人移行に伴う変更)

平成30年5月31日改正平成30年4月1日施行 (登録体系変更に伴う変更)